

第6波対応事業者支援給付金を交付します

対象となる事業者

- 令和4年1月8日(県の新型コロナウイルス感染症第6波の基準日)時点で、町内に事業所を有し、日本標準産業分類の中分類に記載する次の業種に該当する事業者で、原則として令和元年または令和2年の年間事業収入額・年間農業収入額が100万円以上である者。
- ① 農業(法人に限る)
- ② 林業
- ③ 漁業(水産養殖業を除く)
- ④ 食料品製造業
- ⑤ 飲料・たばこ・飼料製造業
- ⑥ 道路旅客運送業
- ⑦ 飲食料品卸売業
- ⑧ 宿泊業
- ⑨ 飲食店
- ⑩ その他の生活関連サービス業(運転代行業、冠婚葬祭業等)

支給額および支給方法

1事業者当たり10万円。
原則、支給事業者の口座へ振り込みます。

申請方法

申請書様式および添付書類を郵送または持参により、産業経済課商工観光係へ提出してください。申請書は、ホームページ上からダウンロードするか、役場で受け取ってください。

申請期間

3月28日(月)～6月30日(木)
(当日消印有効)

問い合わせ先

産業経済課商工観光係
(32)3113

掲載している行事などは、新型コロナウイルス感染症の状況によっては中止・延期する可能性があります。

申請書および添付書類

①第6波対応事業者支援給付金支給申請書兼口座振込依頼書(様式第1号)	全ての申請者
②令和3年10月～12月までの売上等がわかる書類	全ての申請者
③令和元年または令和2年の年間事業収入額または年間農業収入額が100万円以上であることがわかる書類	全ての申請者
④店舗名等が入った事業所の外景および内景の写真ならびに町内での事業活動がわかる書類	全ての申請者
⑤振込先口座と口座名義がわかる通帳の見開きページの写し	全ての申請者
⑥直近の法人町民税の確定申告書一式の写し	法人事業者
⑦令和2年分確定申告書一式の写しまたは住民税申告書の写しおよび業種名を記載した収支内訳書の写し	個人事業者
⑧本人確認資料(マイナンバーカードの写し、運転免許証の写し等)	個人事業者

※令和3年度の「事業者向けみよたん給付金」または「農業者向けみよたん給付金」を受給した事業者は、①、②のみ提出してください。ただし、振込先を変更する事業者は、⑤も必要になります。

春の山火事 予防運動実施中

長野県は、3月1日から5月31日までを、「春の山火事予防運動実施期間」としています。

春先は、空気が乾燥し、山火事が起こりやすくなります。山火事の原因となるたき火の不始末やたばこの投げ捨ては、絶対にやめるようにお願いします。特に土手焼きなどからの延焼による山火事が毎年発生していますので、風の強い日や空気が乾燥しているときは、野焼きや土手焼きなどをしないようにお願いします。

また、森林または森林の周囲1キロメートルの範囲で火入れをする際は、森林法第21条および御代田町火入れに関する条例の規定により、町長の許可が必要になります。火入れを開始する7日前までに、産業経済課耕地林務係へ「火入許可申請書」を提出してください。様式は町ホームページからダウンロードできます。

問い合わせ先

長野県佐久地域振興局林務課
産業経済課耕地林務係
0267(63)3153
(32)3113

ニユースポーツ 体験会を開催します!

ニユースポーツとは、年代や性別・障がいの有無にかかわらず、誰もが、一緒に楽しむことができるスポーツです。今年度は全四回の開催を予定しており「ポッチャ」「卓球バレー」を中心に行います。運動が苦手な方や体力に自信がない方でも気軽に体験していただけます。

ご近所のお友達もお誘いあわせの上ご参加ください。

日時 4月27日(水)

午前10時～正午

場所 B&G海洋センター

参加費 無料

対象 町内在住の方

持ち物 室内運動用シューズ
飲み物(水分補給用)

募集人数 30人程度

申込期限 4月20日(水)

申込方法 B&G海洋センターに直接または電話でお申し込みください。

※新型コロナウイルス感染症状況によっては、中止にする場合があります。

問い合わせ先

B&G海洋センター
(32)6114

献血にご協力を!

献血は一人ひとりの善意によって支えられています。

輸血医療は代わり得るものがなく、生命を救う唯一の手段が献血です。血液だけは人工的に造ることができません。病気やけがで輸血を必要とする方のため、皆さまのご協力をお願いします。

日時 4月26日(火)

午前9時30分～11時30分

場所 保健センター
(役場1階東玄関側)

持ち物 献血カード

カードをお持ちでない方は運転免許証などご本人を確認できるものをご提示ください。

※今回は、400ml献血(体重50kg以上の方のみ)とさせていただきます。

※献血にお出かけいただいても、当日の健康状態によっては献血いただけないことがあります。

※新型コロナウイルス感染症対策として、マスクの着用をお願いします。また、発熱や咳などの風邪症状がある方は、献血を控えてください。

お問い合わせ先
保健福祉課健康推進係
(32)2554

そば生産者対象の補助事業を「活用ください

町では、農業振興施策の一環として、耕作放棄地の解消を図るため、そば生産者の支援をします。

◎そば種子無料頒布事業

町内の農地でそばを生産する方を対象に、種子を無償で頒布します。

対象者 町内耕作者

※令和元年度以降に無料頒布を受けた方は、対象になりません。無料頒布後3年間は、自己収穫種子を蒔いていただきます。

種子の品種 しなの1号

頒布量 10アール当たり6kg

頒布時期 7月中旬

申し込み 申込書は、ホームページもしくは産業経済課農政係にありますので、5月20日(金)までに申し込んでください。

その他 頒布した種子を播種しなかった場合などは、返却または相当額の返還となります。

◎そばの刈取事業

町が委託している団体にそばの刈取りを依頼し、生産者が支払うべき刈取料金の一部を補助します。

補助金額 10アール当たり1万円の刈取料のうち、3千円

を町が補助します。

申し込み 9月に前年度そば生産実績のあるかたを対象に申込書を送付します。補助金を希望する方は、申し込んでください。新たに刈取りを希望する方は、産業経済課農政係で申し込みをしてください。

◎そば生産者補助金交付事業

そば生産者がそば振興会経由で、佐久浅間農業協同組合あさま東部営農センターに出荷した場合は玄そばの出荷量1kg当たりに補助金を上乗せする事業です。

対象者 町内の農地で自ら生産し、玄そばを出荷した町内の農業者。

補助金額 玄そば出荷量1kg当たり200円以内(補助金額は、その年の総出荷量により変動します。)

申し込み 生産者(申請者)が玄そばを出荷した時点で、補助金交付申請手続きを委任したものとし、佐久浅間農業協同組合あさま東部営農センターが出荷実績に基づいて町に一括申請します。

申し込み・問い合わせ先 産業経済課農政係
(32)3113

ごんいちには農業委員会です

問い合わせ先 農業委員会事務局 (32)3113

大丈夫ですか?

被覆資材の風対策

春らしい陽気になり、畑での農作業が始まってきました。毎年、この季節は、風で被覆資材(防霜シート、マルチ等)が飛ばされる事象が発生しています。飛散した被覆資材は、電線にひっかかったり、線路や道路をふさいでしまったりと大きな事故の原因となる恐れがあります。これらを使用する際は、次の対策により、飛散に注意しましょう。



地面にしっかりと固定しましょう

被覆資材に破れ等があると風が入り込み飛散の原因となりますので、止め金などを使用して地面に確実に固定してください。また、マルチはしっかりと土がかかっていることを確認してください。

気象情報により強風が予想される場合や地形的に風の強い圃場で被覆資材を使用する場合は、見回りを実施するなど、十分な対策をしてください。